

マニユライフ生命の無配当家族収入保障保険

こだわり収入保障

無解約返戻金型

重要事項のお知らせ(契約概要/注意喚起情報) 兼
商品パンフレット

ご契約の検討・お申し込みに際しては、「ご契約のしおり/約款」をあわせてご覧ください。

募集代理店(三菱東京UFJ銀行)からのご説明事項

- 「こだわり収入保障(無解約返戻金型)」にご契約いただくか否かが、三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「こだわり収入保障(無解約返戻金型)」は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱東京UFJ銀行は、「こだわり収入保障(無解約返戻金型)」の引受保険会社であるマニユライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。
三菱東京UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱東京UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

くわしくは、保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)はお客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

この保険の取り扱い、保険業法に基づき登録された保険販売資格をもつ募集人のみが行うことができます。
なお、お客さまが募集人の権限等に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。

マニユライフ生命: TEL/0120-063-730 受付時間/月～金曜日 9時～17時
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

(お問い合わせ、ご照会は)
募集代理店

 **株式会社 三菱東京UFJ銀行**
MUFG

三菱東京UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777月～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3等を除く)
<http://www.bk.mufg.jp>

(契約後のご照会は)
引受保険会社

マニユライフ生命保険株式会社本社: 〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティタワー30階ホームページ: www.manulife.co.jp

コールセンター

 **0120-063-730** 受付時間/月～金曜日 9時～17時
祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

ご家族のために

「必要な保障」を、

「必要なだけ準備」する。



契約前に十分にお読みください

「重要事項のお知らせ(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。
契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

「こだわり収入保障(無解約返戻金型)」は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。
このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

募集代理店

 **三菱東京UFJ銀行**
MUFG

この保険の引受保険会社はマニユライフ生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行はマニユライフ生命保険株式会社の募集代理店です。

引受保険会社



家族をまもるために、いま改めて考えておきたい「万一の場合」へのそなえかた。



もしも、いまの収入がなくなったら・・・

いまの生活が維持できているのは、毎日元気に働いて収入が得られているから。しかし、世帯主に万一のことが起こった場合、いまの収入はなくなってしまう。



万一の場合

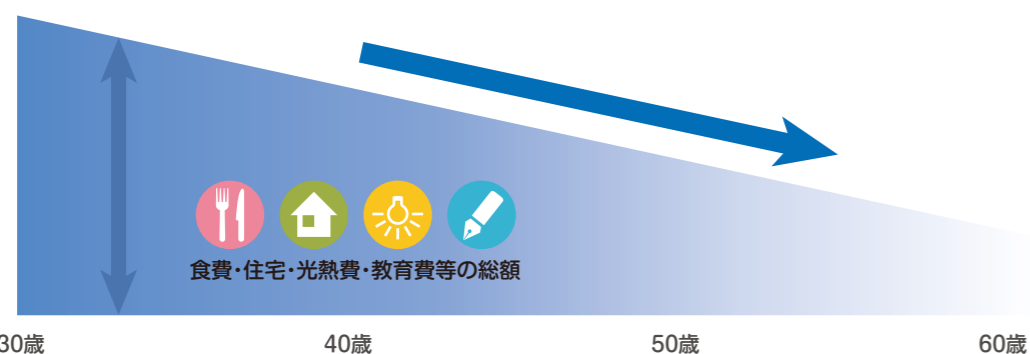
収入がなくなっても、のこされた家族にはその後を暮らしていくための生活費等が必要となります。



万一の場合に必要なお金はいつでも同じなのでしょうか？

のこされた家族に必要なお金は、ライフサイクル等により異なりますが、年齢を経て、お子さまが成長していくにつれ、ご家族の生活費の不足を補う期間が短くなるため、必要な保障額も減少すると考えられます。

●のこされた家族に必要なお金(イメージ)



ただし、世帯主の方は、のこされた家族に必要なお金すべてを用意しなくてもいい訳ではありません。のこされた家族に必要なお金から「公的な遺族年金」等を差し引き、足りない分を「必要な保障額」と考えることができます。

$$\text{のこされた家族に必要なお金} - \text{公的な遺族年金等} = \text{必要な保障額}$$

「必要な保障額」とは、どのくらいなのでしょう？

「必要な保障額」といっても、なかなかピンときませんよね。では視点をかえて、「いま、毎月いくらで生活しているのか」という点から必要な額を考えてみると、わかりやすくなります。

のこされた家族に毎月必要となるお金の目安は？

世帯主に万一のことが起こった場合、のこされた家族に毎月必要となるお金は、一般的に「現在の生活費(月額)の70%」をお子さまの独立まで見積もることがひとつの目安となります。

$$\text{現在の生活費(月額)} \times \text{世帯主の支出を除く分} 70\% = \text{のこされた家族に毎月必要となるお金}$$

公的な遺族年金はどのくらい支給されるの？

【例】妻と子が受け取れる公的な遺族年金(月額)

(平成26年7月)

子の人数	世帯主の職種	会社員	自営業
		遺族基礎年金 + 遺族厚生年金	遺族基礎年金
1人		約12.0万円	約8.2万円
2人		約13.8万円	約10.1万円
3人		約14.5万円	約10.7万円

出典：日本年金機構のホームページの資料をもとにマニュアル生命にて試算
 ※上記の「子」とは、18歳到達年度末日まで(1級または2級の障害状態にある子どもの場合は20歳未満)の子どものみをいいます。
 ※サラリーマン世帯の場合の遺族厚生年金は、下記の方法で算出しています。
 ・ボーナスを含めた平均標準報酬額を35万円とし、平成15年3月以前には報酬はなかったとして算出しています。
 ・中高齢寡婦加算および経過的寡婦加算は考慮していません。
 ※上記は、参考金額を例示するために仮に計算したものであり、実際の給付額とは異なることがあります。また、1,000円未満を切り捨てて記載しています。

上記は、平成27年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の詳細については所轄の年金事務所等にご確認ください。

ご自身で「必要な保障月額」を計算してみましょう

$$\text{のこされた家族に毎月必要となるお金} \text{ 万円} - \text{公的な遺族年金(月額)} \text{ 万円} = \text{必要な保障月額} \text{ 万円}$$

*必要な保障月額は、あくまでイメージであり、個々のお客さまによって異なります。

「万一の場合」へのそなえとして、なくなった収入のかわりに「必要な保障月額」を準備できる生命保険をご提案します。

万一の場合、「毎月必要な金額」を「必要な期間」お支払いします。

4つのプランから、ニーズに合った保障を選択いただくことができます。

POINT 1 万一の場合、月払給付金を毎月お支払いします。

- 保険期間(保険料払込期間)中に被保険者が死亡・高度障害状態に該当された場合、月払給付金を保険期間が満了するまで毎月お支払いします。
 - 毎月のお支払いにかえて、将来の月払給付金の全部または一部の一括支払を選択いただくこともできます。
- ※くわしくは **P.8** 「3.保障内容について」(契約概要)の「月払給付金の一括支払」をご覧ください。

POINT 2 月払給付金には支払保証期間があります。

- 保険期間が満了するまで2年または5年に満たない時点で被保険者が死亡・高度障害状態に該当された場合でも、保険期間の満了にかかわらず、契約時に選択いただいた月払給付金支払保証期間(2年または5年)にわたって月払給付金をお支払いします。

POINT 3 喫煙歴や健康状態によって、保険料が割安になります。

- 過去1年以内に喫煙をしていない等、所定の基準を満たした nonsmoker (非喫煙者) の場合、非喫煙者保険料率が適用されますので、smoker (喫煙者) よりも保険料が割安になります。
- 非喫煙者保険料率適用の基準を満たし、さらに、血圧値が所定の範囲内等である場合、優良体保険料率が適用されますので、nonsmoker (非喫煙者) よりもさらに保険料が割安になります。

ニーズに合わせてお選びいただける、4つのプランをご用意しました。

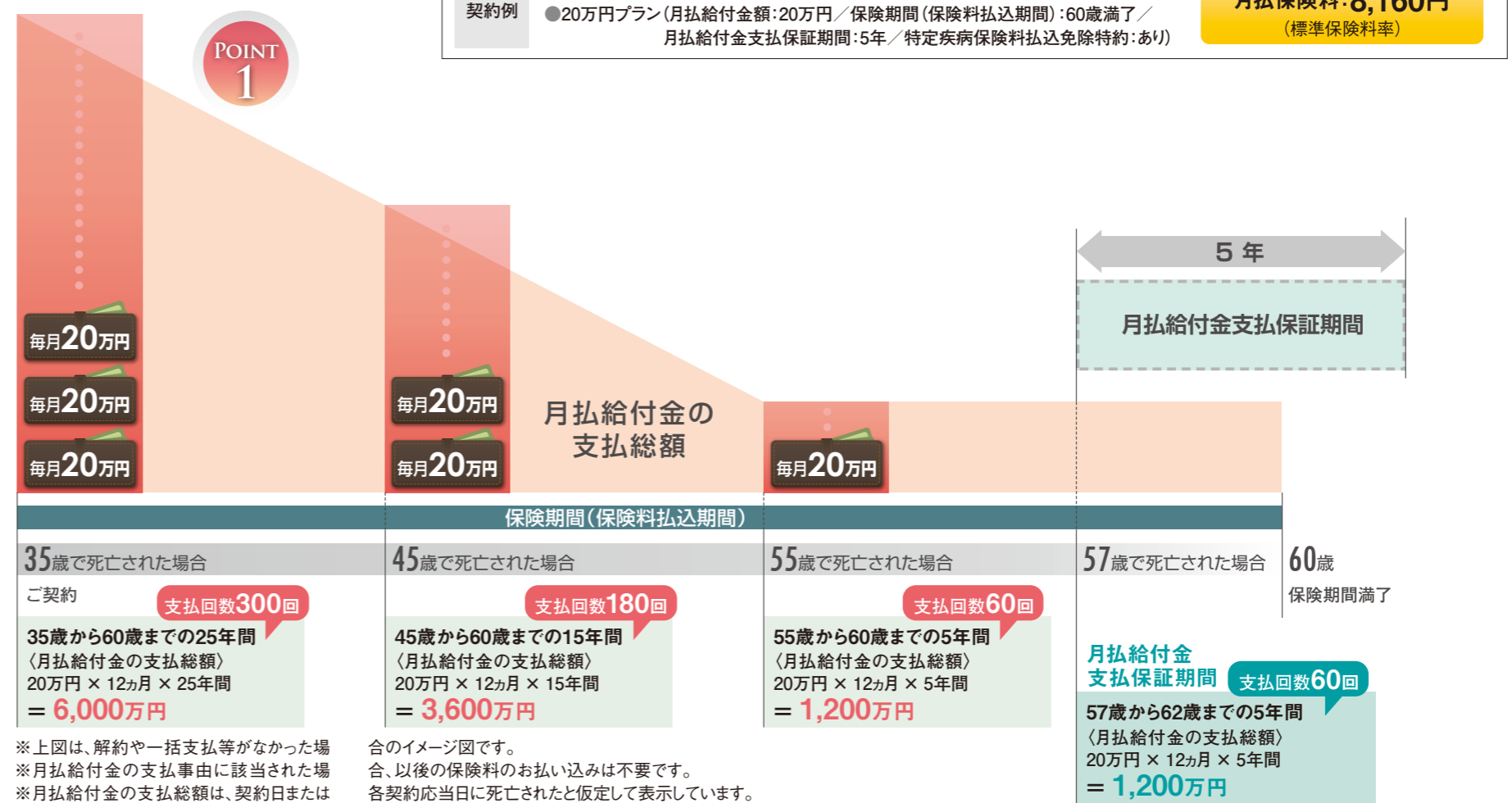
	10万円プラン	20万円プラン	30万円プラン	フリープラン
月払給付金額	10万円	20万円	30万円	5万円～(1万円単位)
保険期間(保険料払込期間)	60歳満了			50歳～70歳満了
月払給付金支払保証期間	5年			2年・5年
保険料率	標準・非喫煙者・優良体			
保険料払込方法(経路)	口座振替・クレジットカード扱*			
保険料払込方法(回数)	月払			月払・半年払・年払
特定疾病保険料払込免除特約	あり			あり・なし

*「クレジットカード扱」は、月払のみのお取り扱いとなります。
 ※10万円プラン・20万円プラン・30万円プランの場合、契約年齢等によりお申し込みいただけない場合があります。
 ※フリープランの場合、契約年齢等により選択いただける月払給付金額の上限額・保険期間(保険料払込期間)・月払給付金支払保証期間・保険料率が異なります。また、月払給付金額が10万円未満で、保険料(特約の保険料を含む)が、「月払2,500円・半年払15,000円・年払30,000円」未満の場合、お申し込みいただけません。

特定疾病保険料払込免除特約 **ガン** **急性心筋梗塞** **脳卒中**

特定疾病保険料払込免除特約を付加いただくことで、特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったとき、以後の保険料のお払い込みが免除されます。
 ※くわしくは **P.9** 「4. 付加いただける特約について」(契約概要)の「特定疾病保険料払込免除特約」をご覧ください。

【月払給付金の支払総額のイメージ図】



POINT 2 保険期間が満了するまで5年に満たない時点で被保険者が万一の場合でも、保険期間の満了にかかわらず月払給付金を5年間お支払いします。

POINT 3 喫煙歴および健康状態によって、3つの保険料率のいずれかでお申し込みいただけます。

※お申し込みの際は、マニュアル生命所定の通常のご契約の引受基準である「健康状態や身体状態が良好である」と認められることが必要です。



POINT 3 喫煙歴については、過去1年以内の喫煙の有無に関する告知に加え、所定の喫煙検査を実施させていただきます。
 ※くわしくは、三菱東京UFJ銀行
 血圧値については、所定の血圧検査の実施等により確認させていただきます。

保険料表

※10万円プラン・20万円プラン・30万円プランは、「保険期間(保険料払込期間):60歳満了」「保険料払込方法(回数):月払」「月払給付金支払保証期間:5年」「特定疾病保険料払込免除特約:あり」の契約内容でお申し込みいただけます。
 ※フリープランの場合の保険料等は、設計書でご確認ください。

男性

単位:円

10万円プラン				20万円プラン				30万円プラン			
契約年齢(歳)	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	契約年齢(歳)	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	契約年齢(歳)	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率
20	3,710	-	-	20	6,920	-	-	20	10,130	-	-
21	3,700	-	-	21	6,900	-	-	21	10,100	-	-
22	3,700	-	-	22	6,900	-	-	22	10,100	-	-
23	3,700	-	-	23	6,900	-	-	23	10,100	-	-
24	3,710	2,930	2,720	24	6,920	5,360	4,940	24	10,130	7,790	7,160
25	3,720	2,900	2,690	25	6,940	5,300	4,880	25	10,160	7,700	7,070
26	3,740	2,880	2,670	26	6,980	5,260	4,840	26	10,220	7,640	7,010
27	3,760	2,860	2,670	27	7,020	5,220	4,840	27	10,280	7,580	7,010
28	3,800	2,860	2,660	28	7,100	5,220	4,820	28	10,400	7,580	6,980
29	3,830	2,860	2,650	29	7,160	5,220	4,800	29	10,490	7,580	6,950
30	3,870	2,860	2,660	30	7,240	5,220	4,820	30	10,610	7,580	6,980
31	3,950	2,890	2,680	31	7,400	5,280	4,860	31	10,850	7,670	7,040
32	4,040	2,920	2,720	32	7,580	5,340	4,940	32	11,120	7,760	7,160
33	4,140	2,960	2,750	33	7,780	5,420	5,000	33	11,420	7,880	7,250
34	4,230	3,000	2,780	34	7,960	5,500	5,060	34	11,690	8,000	7,340
35	4,330	3,050	2,820	35	8,160	5,600	5,140	35	11,990	8,150	7,460
36	4,450	3,090	2,870	36	8,400	5,680	5,240	36	12,350	8,270	7,610
37	4,560	3,150	2,910	37	8,620	5,800	5,320	37	12,680	8,450	7,730
38	4,660	3,200	2,960	38	8,820	5,900	5,420	38	12,980	8,600	7,880
39	4,770	3,250	2,990	39	9,040	6,000	5,480	39	13,310	8,750	7,970
40	4,890	3,310	3,040	40	9,280	6,120	5,580	40	13,670	8,930	8,120
41	4,990	3,360	3,070	41	9,480	6,220	5,640	41	13,970	9,080	8,210
42	5,100	3,410	3,120	42	9,700	6,320	5,740	42	14,300	9,230	8,360
43	5,200	3,460	3,160	43	9,900	6,420	5,820	43	14,600	9,380	8,480
44	5,290	3,520	3,200	44	10,080	6,540	5,900	44	14,870	9,560	8,600
45	5,370	3,560	3,240	45	10,240	6,620	5,980	45	15,110	9,680	8,720
46	5,440	3,610	3,270	46	10,380	6,720	6,040	46	15,320	9,830	8,810
47	5,510	3,650	3,300	47	10,520	6,800	6,100	47	15,530	9,950	8,900
48	5,560	3,700	3,330	48	10,620	6,900	6,160	48	15,680	10,100	8,990
49	5,590	3,740	3,360	49	10,680	6,980	6,220	49	15,770	10,220	9,080
50	5,610	3,770	3,370	50	10,720	7,040	6,240	50	15,830	10,310	9,110

女性

単位:円

10万円プラン				20万円プラン				30万円プラン			
契約年齢(歳)	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	契約年齢(歳)	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率	契約年齢(歳)	標準保険料率	非喫煙者保険料率	優良体保険料率
20	2,550	2,350	2,160	20	4,600	4,200	3,820	20	6,650	6,050	5,480
21	2,580	2,370	2,180	21	4,660	4,240	3,860	21	6,740	6,110	5,540
22	2,590	2,380	2,190	22	4,680	4,260	3,880	22	6,770	6,140	5,570
23	2,620	2,390	2,190	23	4,740	4,280	3,880	23	6,860	6,170	5,570
24	2,650	2,400	2,210	24	4,800	4,300	3,920	24	6,950	6,200	5,630
25	2,670	2,420	2,220	25	4,840	4,340	3,940	25	7,010	6,260	5,660
26	2,700	2,420	2,240	26	4,900	4,340	3,980	26	7,100	6,260	5,720
27	2,730	2,440	2,250	27	4,960	4,380	4,000	27	7,190	6,320	5,750
28	2,750	2,450	2,270	28	5,000	4,400	4,040	28	7,250	6,350	5,810
29	2,790	2,470	2,280	29	5,080	4,440	4,060	29	7,370	6,410	5,840
30	2,810	2,490	2,300	30	5,120	4,480	4,100	30	7,430	6,470	5,900
31	2,870	2,510	2,340	31	5,240	4,520	4,180	31	7,610	6,530	6,020
32	2,920	2,550	2,370	32	5,340	4,600	4,240	32	7,760	6,650	6,110
33	2,970	2,590	2,400	33	5,440	4,680	4,300	33	7,910	6,770	6,200
34	3,020	2,620	2,430	34	5,540	4,740	4,360	34	8,060	6,860	6,290
35	3,080	2,650	2,460	35	5,660	4,800	4,420	35	8,240	6,950	6,380
36	3,130	2,680	2,480	36	5,760	4,860	4,460	36	8,390	7,040	6,440
37	3,180	2,700	2,510	37	5,860	4,900	4,520	37	8,540	7,100	6,530
38	3,210	2,730	2,530	38	5,920	4,960	4,560	38	8,630	7,190	6,590
39	3,250	2,750	2,540	39	6,000	5,000	4,580	39	8,750	7,250	6,620
40	3,290	2,770	2,560	40	6,080	5,040	4,620	40	8,870	7,310	6,680
41	3,320	2,790	2,570	41	6,140	5,080	4,640	41	8,960	7,370	6,710
42	3,350	2,800	2,580	42	6,200	5,100	4,660	42	9,050	7,400	6,740
43	3,370	-	-	43	6,240	-	-	43	9,110	-	-
44	-	-	-	44	-	-	-	44	-	-	-
45	-	-	-	45	-	-	-	45	-	-	-
46	-	-	-	46	-	-	-	46	-	-	-
47	-	-	-	47	-	-	-	47	-	-	-
48	-	-	-	48	-	-	-	48	-	-	-
49	-	-	-	49	-	-	-	49	-	-	-
50	-	-	-	50	-	-	-	50	-	-	-

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

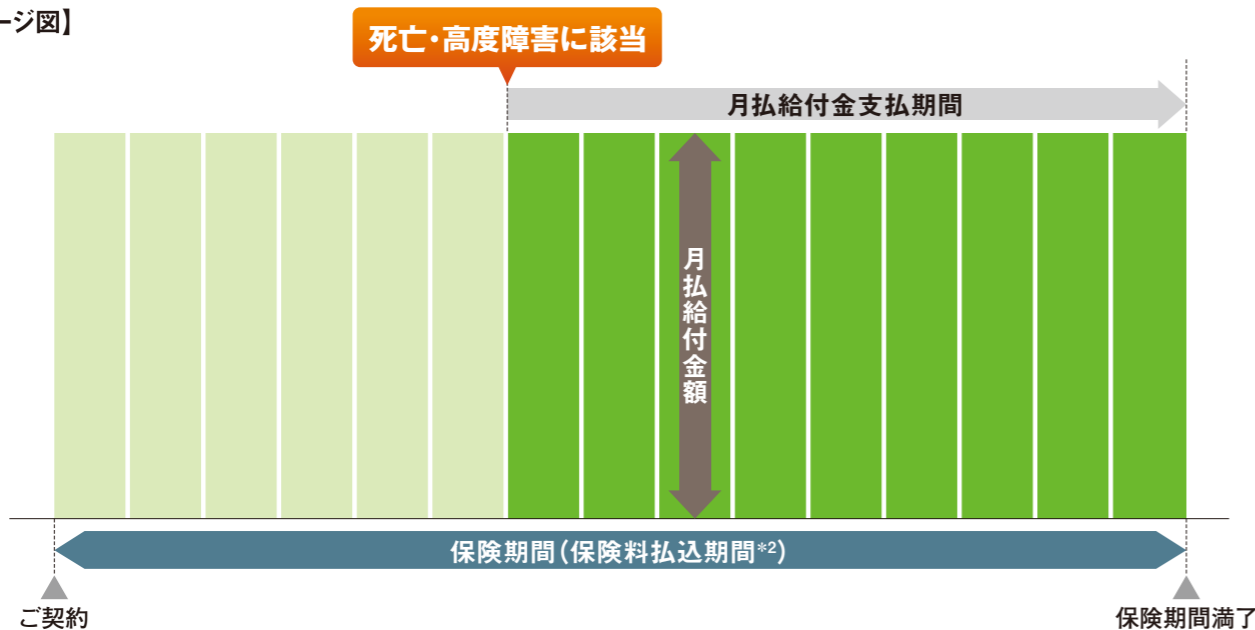
1 引受保険会社について

商号：マニユライフ生命保険株式会社
 本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
 東京オペラシティタワー30階
 連絡先：コールセンター TEL:0120-063-730
 受付時間：月～金曜日 9時～17時（祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます）
 ホームページ：www.manulife.co.jp

2 この保険のしくみについて

- この保険の名称(正式名称)は、無配当無解約返戻金型家族収入保障保険です。
- この保険は、保険期間(保険料払込期間)中、被保険者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合に、毎月一定額の月払給付金を保険期間が満了するまで*1お支払いする生命保険です。
 *1 契約時に選択いただいた月払給付金支払保証期間に満たない場合は、月払給付金支払保証期間が満了するまでお支払いします。
- 過去1年以内に喫煙をしていない等、被保険者がマニユライフ生命所定の基準を満たした非喫煙者である場合、標準保険料率よりも保険料が割安な非喫煙者保険料率を適用することができます。また、被保険者がマニユライフ生命所定の基準を満たした非喫煙者で、血圧値がマニユライフ生命所定の範囲内等である場合、非喫煙者保険料率よりも保険料が割安な優良体保険料率を適用することができます。

【イメージ図】



*2 月払給付金の支払事由に該当された場合、以後の保険料のお払い込みは不要です。
 ※上図は、解約や一括支払等がなかった場合のイメージ図です。

！ ご注意

- 喫煙歴については、過去1年以内の喫煙の有無に関する告知に加え、マニユライフ生命所定の喫煙検査を実施させていただきます。
 ※くわしくは、三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)にご照会ください。
- 血圧値については、所定の血圧検査の実施等により確認させていただきます。

3 保障内容について

■ 月払給付金

- 保険期間(保険料払込期間)中、被保険者が死亡された場合または所定の高度障害状態に該当された場合、保険期間が満了するまで*1毎月の月払給付金支払日*2に月払給付金をお支払いします。

名称	支払事由	受取人
死亡月払給付金	被保険者が死亡された場合	死亡月払給付金受取人
高度障害月払給付金	被保険者が傷害または疾病により所定の高度障害状態に該当された場合	被保険者

- ※月払給付金の支払事由に該当された場合、以後の保険料のお払い込みは不要です。
- ※死亡月払給付金と高度障害月払給付金は重複してお支払いしません。
- ※月払給付金支払期間中に受取人が死亡された場合、月払給付金支払期間の残存期間に対する未払月払給付金の現価を受取人の法定相続人にお支払いします。なお、未払月払給付金の現価は、保険期間が満了するまで毎月の月払給付金支払日にお支払いする月払給付金の合計額よりも、通常少なくなります。
- ※死亡月払給付金または高度障害月払給付金を保険期間が満了するまで*1お支払いした場合、ご契約は消滅します。
- *1 契約時に選択いただいた月払給付金支払保証期間に満たない場合は、月払給付金支払保証期間が満了するまでお支払いします。
- *2 第1回の月払給付金支払日については、被保険者が死亡された日または高度障害状態に該当された日となります。第2回以降の月払給付金支払日については、第1回の月払給付金支払日の月単位の応当日となります。

■ 月払給付金の一括支払

- 月払給付金受取人は、将来の月払給付金の全部または一部のお支払いにかえて、未払月払給付金の現価の全部または一部について一括支払をご請求することができます。
 ※未払月払給付金の現価の全部の一括支払を行った場合、ご契約は消滅します。
 ※未払月払給付金の現価の一部の一括支払を行った場合、継続してお受け取りになる月払給付金額を改めて指定いただけます。ただし、月払給付金額が所定の金額に満たない場合は、お取り扱いできません。
 ※未払月払給付金の現価は、保険期間が満了するまで毎月の月払給付金支払日にお支払いする月払給付金の合計額よりも、通常少なくなります。

■ 保険料の払込免除

- 被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害の状態に該当した場合、以後の保険料のお払い込みを免除します。
 ※くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

！ ご注意

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合や、責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合等は、月払給付金等をお支払いしません。
 ※くわしくは「P15「8.月払給付金等をお支払いできない場合について」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

4 付加いただける特約について

※くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

■特定疾病保険料払込免除特約

- 被保険者が、特約の保険期間中につきの保険料払込免除事由に該当されたときに、以後の保険料のお払い込みを免除する特約です。主契約の契約時に付加できます。

特定疾病	保険料払込免除事由
悪性新生物(ガン)	ガン責任開始日*以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	この特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	この特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

*この特約の責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅いとき)の属する日からその日を含めて91日目をいいます。

※主契約に特別な条件をつけてご契約を引き受けする場合、この特約を付加いただけません。

※ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合には、保険料のお払い込みは免除しません。

※上皮内ガンおよび皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは対象となりません。

- 特約の保険期間(保険料払込期間)は、主契約と同一になります。

■指定代理請求特約

- 被保険者が受取人となる月払給付金等について、受取人がご請求いただけない所定の事情がある場合、受取人にかわって、指定代理請求人が月払給付金等をご請求いただける特約です。
- 契約者は、所定の範囲内でお1人を指定代理請求人にあらかじめ指定できます。

■リビング・ニーズ特約

- 被保険者の余命が6ヵ月以内と判断される場合、死亡月払給付金の全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

※余命6ヵ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書やご請求書類等により、マニユライフ生命が行います。なお、余命6ヵ月以内とは、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6ヵ月以内であることを意味します。

※死亡月払給付金の全部を特約保険金としてお支払いした場合、ご契約はそのご請求日にさかのぼって消滅します。

※死亡月払給付金の一部を特約保険金としてお支払いした場合、死亡月払給付金額は減額されたものとみなします。また、特約保険金をお支払いした後もご契約が継続するため、引き続き保険料のお払い込みが必要となります。

※この特約のご請求日が保険期間満了前1年以内である場合、特約保険金をお支払いしません。

- ご請求いただける金額は、ご契約の死亡月払給付金額*の範囲内、かつ被保険者お1人について3,000万円までです。

*特約保険金のご請求日の翌日から起算して6ヵ月間の満了する日における未払月払給付金の現価です。

※お支払い時には、6ヵ月間の利息と保険料等を差し引かせていただきます。

※未払月払給付金の現価は、保険期間が満了するまで毎月の月払給付金支払日にお支払いする月払給付金の合計額よりも、通常少なくなります。

5 引き受け条件等について

保険料率	標準・非喫煙者・優良体
契約年齢	20歳～60歳(満年齢)
保険期間(保険料払込期間)	50歳～70歳満了*1
保険料払込方法(経路)	口座振替扱・クレジットカード扱*2
保険料払込方法(回数)	月払・半年払・年払
月払給付金額	5万円以上(1万円単位)*3
月払給付金支払保証期間	2年・5年*1
一括払・前納	保険料を所定の範囲内でまとめてお払い込みいただくことができます。

*1 契約年齢により選択いただける保険期間(保険料払込期間)・月払給付金支払保証期間が異なります。

*2 「クレジットカード扱」は、月払のみのお取り扱いとなります。

*3 契約年齢・ご職業等により、引き受けできる月払給付金額に制限があります。また、月払給付金額が10万円未満で、保険料(特約の保険料を含む)が、「月払2,500円・半年払15,000円・年払30,000円」未満の場合、お申し込みいただけません。

※10万円プラン・20万円プラン・30万円プランのいずれかを選択いただいた場合、「保険期間(保険料払込期間):60歳満了」「保険料払込方法(回数):月払」「月払給付金支払保証期間:5年」「特定疾病保険料払込免除特約:あり」の契約内容でお申し込みいただけます。

※契約後にマニユライフ生命が団体扱契約を締結している勤務先等の団体を經由してお払い込みいただく方法(団体扱)に変更できることがあります。なお、変更した場合でも保険料は同一になります。具体的なお手続きについては、マニユライフ生命のコールセンターまでお問い合わせください。

ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて契約内容を必ずご確認ください。

6 責任開始期等について

責任開始期(日)	お申し込みいただいたご契約の保障が開始される時期を責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日*のいずれか遅いとき)といい、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
契約日	責任開始日の属する月の翌月1日になります。ただし、契約者からのお申し出がある場合は、責任開始日になります。

*マニユライフ生命が指定する口座にお振り込みいただく場合、その口座への着金日になります。

※第1回保険料相当額をクレジットカードを利用してお払い込みいただく場合には、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知のとき)から、契約上の責任を負います。

7 契約後のお取り扱いについて

■保険料払込の猶予期間と失効

- 保険料は、払込期月内にお支払いください。
なお、払込期月内にお支払いのご都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設けています。
- この猶予期間内に保険料のお支払いがない場合には、ご契約は効力を失います。
- 猶予期間は、保険料払込方法(回数)によって異なります。

保険料払込方法(回数)	払込期月	猶予期間
月 払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から末日まで
半年払	半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約 応当日まで
年 払	契約応当日の属する月の1日から末日まで	※契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合、 それぞれ4月、8月、1月の各末日まで

■復活

- ご契約が失効した場合でも、失効した日から3年以内であれば、ご契約の復活をお申し込みいただけます。
- ご契約の復活のお申し込みの際には、告知(診査)および失効している期間の保険料とその利息等のお支払いが必要になります。
※健康状態等によっては復活できない場合もあります。
- ご契約の復活をマニュアル生命が承諾した場合、告知および失効している期間の保険料とその利息等のお支払いがともに完了したときから、契約上の責任を開始します。

8 更新について

- この保険には更新のお取り扱いがありません。

9 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金がありません。

10 解約返戻金について

- いつでも将来に向かって、ご契約を解約できますが、**この保険には解約返戻金がありません。**
また、所定の範囲内で月払給付金額を減額*することによって、保険料のご負担を軽くすることができます。
*減額部分は解約されたものとしてお取り扱いします。
※ご契約を解約した場合、以後の保障はなくなります。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「注意喚起情報」のほか、支払事由や制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

1 この商品は生命保険です

- この商品は、マンユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

2 クーリング・オフ(お申し込みの撤回・ご契約の解除)制度について

- 申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお支払いいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お支払いいただいた金額をお返します。
※クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお支払いいただく場合には、マンユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日を第1回保険料相当額をお支払いいただいた日とします。この場合、カード会社からお客さまに請求がなされた場合のみ、保険料をお返します。
- マンユライフ生命が指定する医師による診査を受けた場合等は、ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除はできません。

3 被保険者の喫煙歴および健康状態により非喫煙者保険料率または優良体保険料率を適用できます

- 無配当無解約返戻金型家族収入保障保険および特定疾病保険料払込免除特約の保険料は、標準保険料率・非喫煙者保険料率・優良体保険料率のいずれかを適用して計算します。つぎの基準に該当する「非喫煙者」の方が被保険者となる場合、非喫煙者保険料率で保険料を計算します。また、つぎの基準に該当する「非喫煙者」の方で、血圧値が所定の範囲内等である場合、優良体保険料率で保険料を計算します。
 - 過去1年以内に喫煙をしていないこと(喫煙歴については、過去1年以内の喫煙の有無に関する告知に加え、所定の喫煙検査を実施させていただきます)。
※くわしくは、三菱東京UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)にご照会ください。
 - 喫煙歴について事実と違うことを告知された場合や、喫煙検査において不正があった場合は、ご契約が解除もしくは取り消しとなる場合があります。
 - 血圧値については、所定の血圧検査の実施等により確認させていただきます。

※マンユライフ生命所定の検査の結果等によっては、非喫煙者保険料率または優良体保険料率でのご契約を引き受けできない場合があります。

4 告知義務について

- 契約者や被保険者には健康状態等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」でマンユライフ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- マンユライフ生命指定の医師の診査による場合は、医師が口頭で告知を求めますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。
- 告知受領権はマンユライフ生命(会社所定の書面「告知書」)およびマンユライフ生命が指定した医師が有しています。保険販売資格をもつ募集人(代理店を含みます)・生命保険面接士は告知受領権がなく、保険販売資格をもつ募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- マンユライフ生命では、契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態に応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によっては引き受けすることがあります(引き受けできないことや「保険料の割増」「特定障害状態不担保」等の特別な条件をつけて引き受けすることもあります)。

5 告知義務違反によるご契約の解除・取り消しについて

- 告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)から2年以内であれば、マンユライフ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - 責任開始日から2年を経過していても、月払給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ご契約または特約を解除した場合には、たとえ月払給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお支払いを免除する事由が発生していても、お支払いを免除することはできません。ただし、「月払給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、月払給付金等をお支払いまたは保険料のお支払いを免除することがあります。
- 告知にあたり、保険販売資格をもつ募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、マンユライフ生命はご契約または特約を解除することはできません。ただし、保険販売資格をもつ募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、マンユライフ生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、マンユライフ生命はご契約または特約を解除することができます。

※なお、上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、月払給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、月払給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、

- 責任開始日(復活の場合は復活の際の責任開始日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなる場合があります)
- また、すでにお支払いいただいた保険料はお返ししません。

※現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討のお客さまは、以下の事項にご留意ください。

- 新たなご契約の締結の際は、一般の契約と同様に告知義務があります。
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取り消しの規定等も、新たなご契約の締結に際しての詐欺行為に適用されます。
- したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合、新たなご契約を引き受けできなかったり、その告知をされなかったために、新たなご契約が解除となる場合、あるいは詐欺により取り消しとなる場合があります。

6 お申込内容やご請求内容等の確認について

- マニユライフ生命の担当職員またはマニユライフ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または月払給付金等のご請求および保険料のお払い込み免除のご請求の際に、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただきます場合があります。

7 保障の責任開始期について

- お申し込みいただいたご契約をマニユライフ生命が承諾した場合には、告知と第1回保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、マニユライフ生命は契約上の責任を負います。ただし、特定疾病保険料払込免除特約におけるガンに関する保障は、責任開始期の属する日からその日を含めて91日目からとなります。
※クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお払い込みいただく場合には、マニユライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日(告知前にクレジットカードの有効性等を確認したときには、告知のとき)から契約上の責任を負います。
- 保険販売資格をもつ募集人は、お客さまとマニユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

8 月払給付金等をお支払いできない場合について

- つぎのような場合には、月払給付金等をお支払いできないことがあります。
 - 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合(ただし、その疾病や不慮の事故等について正しく告知をしていただいた場合や、病院への受診歴等がなく、かつ認識や自覚がなかった場合はこの限りではありません)
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
 - 月払給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または月払給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
 - 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した場合
 - ご契約について詐欺の行為があつてご契約が取り消しとなった場合や、月払給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
 - 月払給付金等の免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意による支払事由該当等)

9 ご契約の失効について

- 保険料は払込期(保険料をお払い込みいただく月)内にお払い込みください。なお、払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内に保険料のお払い込みがないと、ご契約は失効します。
- いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と、失効している期間の保険料および利息等のお払い込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては復活できない場合があります。
- ご契約の復活をマニユライフ生命が承諾した場合には、告知、失効している期間の保険料および利息等のお払い込みがともに完了したときから、契約上の保障が開始されます。

10 ご契約の解約返戻金について

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。
- この保険には、解約返戻金がありません。
- 保険料払込方法(回数)にかかわらず、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約された場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。

11 現在のご契約の解約・減額を前提に、新たにご契約のお申し込みをご検討される場合、不利益となる事項があります

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的につぎの点について不利益となります。
 - お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、払戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
 - 新たにお申し込みのご契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
 - 新たにご契約については、告知義務違反の場合、責任開始日から3年以内の自殺の場合、責任開始期前の原因による発病等の場合には、月払給付金等が支払われないことがあります。
 - 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額されるご契約と新たにご契約とで異なることがあります。例えば、予定利率が引き下がることによって保険料率が引き上げとなる場合があります。
- 保障内容の見直しには、新たにご契約の追加等の方法もご利用いただけます。

12 月払給付金等のお支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、月払給付金等のお支払いを行う必要がありますので、月払給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにマニユライフ生命のコールセンターにご連絡ください。
- マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、マニユライフ生命のコールセンターに必ずご連絡ください。
- 月払給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金、給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる月払給付金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。
- 指定代理請求人を指定された場合、指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、月払給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり/約款」、ホームページに記載していますので、あわせてご確認ください。

13 信用リスクと生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

14 税務のお取り扱いについて

■保険料払込期間中

- お払い込みいただいた保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象になります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

■被保険者死亡の場合

契約者	被保険者	月払給付金受取人	課税の種類		月払給付金を一括でお支払いする場合
			月払給付金をお支払いする場合 被保険者死亡時	月払給付金支払時	
本人	本人	配偶者(子)	相続税		相続税
本人	配偶者(子)	本人	課税なし	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税		贈与税

■高度障害月払給付金等をお支払いした場合

- 高度障害月払給付金およびリビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者本人が支払いを受けた場合、非課税扱になります。

ご参考① 相続または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取り扱いについて

相続、贈与等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務は、各年の年金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分にのみ所得税が課税されます。

※年金支給初年の所得税は全額非課税となり、2年目以降は非課税部分が同額ずつ階段状に減少していきます。

ご参考② 一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。

50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = { 収入 - 必要経費(既払込保険料等) - 特別控除(50万円) } × 1/2

税務上のお取り扱いについては、平成27年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

15 各種手続き・ご相談のお問い合わせ窓口について

- 各種手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡いただきますようお願いいたします。



マニライフ生命コールセンター

TEL. 0120-063-730

受付時間 月～金曜日 9時～17時

(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています(ホームページアドレス; <http://www.seiho.or.jp/>)。

※なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ・各種手続きは



お電話で

マニライフ生命のコールセンター

0120-063-730 月～金曜日 9時～17時(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種手続きのご案内
- 各種手続き書類のご請求 等



Webで

マニライフ生命のホームページ

www.manulife.co.jp

- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要書類のご請求
- 月払給付金ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送のお申し込み 等